

保国発 0322 第 1 号

保医発 0322 第 2 号

令和 6 年 3 月 22 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局医療課長

（ 公 印 省 略 ）

「「新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関の受診時における被保険者資格
証明書の取扱いについて」の一部改正について」の廃止について

国民健康保険被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）を交付されている国民健康保険の被保険者が、発熱等の症状が出た場合に都道府県が指定する診療・検査医療機関を受診した際の取扱いについては、「「新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて」の一部改正について」（令和 5 年 4 月 28 日付け保国発第 0428 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長・保医発第 0428 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「令和 5 年通知」という。）に基づき運用が行われているところである。今般、「新型コロナウイルス感染症の令和 6 年 4 月以降の医療提供体制及び公費支援等について」（令和 6 年 3 月 5 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）において、新型コロナウイルス治療薬の薬剤費及び入院医療費の自己負担等にかかる公費支援については今月末で終了することとされたことに伴い、令和 5 年通知を令和 6 年 3 月 31 日限りで廃止することとしたので、都道府県におかれては、貴管内保険者及び国民健康保険団体連合会に対し、地方厚生（支）局におかれては、貴管内保険医療機関等に対し、周知をお願いします。